

十和田市SDGsパートナー登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、十和田市SDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として登録することにより、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む地域事業者及び地域活動団体が自らの活動とSDGsとの関連性を認識するとともに、SDGsの達成に向けた具体的な取組を「見える化」し、もって市におけるSDGsの促進を図るため、十和田市SDGsパートナー登録制度を実施するものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域事業者 市内に事業所等を有し、かつ、市内において事業活動を行う法人及び個人事業主をいう。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者を除く。
- (2) 地域活動団体 次に掲げる要件の全てを満たす団体をいう。
 - ア 団体の組織及び運営に関する規約、会則等があること。
 - イ 主たる活動地域が市内であること。
 - ウ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。

(登録の対象)

第3条 パートナーとして登録することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす地域事業者及び地域活動団体とする。

- (1) SDGsの達成に向けた取組を実施していること。
- (2) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(登録等)

第4条 パートナーとして登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、十

和田市SDGsパートナー登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 申請者が地域活動団体の場合にあつては、規約、会則等及び活動内容が分かる書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、パートナーの登録の可否を決定し、十和田市SDGsパートナー登録決定（非決定）通知書（様式第3号）により通知し、登録を決定した場合にあつては、十和田市SDGsパートナー登録証（様式第4号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、パートナーの名称、所在地、取組内容等を市ホームページ等において公表するものとする。

（登録の変更）

第5条 パートナーは、登録内容の変更が生じた場合には、十和田市SDGsパートナー登録内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーの登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(2) この要綱に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。

(3) パートナーから十和田市SDGsパートナー登録取消届（様式第6号）の提出があつたとき。

(4) その他パートナーとして登録することが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりパートナーの登録を取り消したときは、十和田市SDGsパートナー登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の規定によりパートナーの登録を取り消した場合において、当該取消しにより、パートナーが損害を受けることがあつても市はこれを賠償しない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。